



児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届等について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、毎年8月に所得状況等を確認するため、現況届（所得状況届）の手続きが必要です。手続きをしないと、手当が支払われなくなることもありますので、必ず期限までにおいでください。

なお、対象者には文書で通知をしています（7月下旬発送）。

●**手続きの期間**
 ・児童扶養手当
 令和元年8月1日（木）～8月30日（金）
 ・特別児童扶養手当

令和元年8月13日（火）

～9月11日（水）

※いずれも土日・祝日を除く
 午前8時30分～午後5時

●**手続きの場所**

町民生活課 福祉支援班

③**窓口**

●**手続きに必要な書類**

・児童扶養手当

住民票謄本（令和元年8月1日以降の分で、同一住所で世帯分離している全ての世帯員の住民票謄本）、児童扶養手当証書、認印等

・特別児童扶養手当

特別児童扶養手当証書、認印、身体障害者手帳または愛護手帳がある方は手帳等

※平成31年1月1日、鶴田町に

住民登録のなかった方は、平成31年度の所得課税証明書を

前住所の市区町村から取り寄せてください。

●**制度について**

・児童扶養手当

何らかの理由により、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されている家庭などに対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉増進を図るための制度

・特別児童扶養手当

精神または身体に中度以上の障害を有する20歳未満の児童の福祉増進を図るための制度

■**問い合わせ先**

町民生活課 福祉支援班

（内線163）

機構集積協力金の目安単価のお知らせ

青森県農地中間管理機構（あおもり農林業支援センター）では、農地の貸し借りを行い、規模拡大と担い手が作業しやすい農地環境づくりを進める農地中間管理事業を実施しています。

農地中間管理機構に農地を貸し付けし、交付要件を満たした場合に協力が交付されます。令和元年度の単価は次のとおりです。

●**経営転換協力金**

①交付単価

1.5万円/10ア
 上限額 50万円/戸

②**対象者**

経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人

③**要件**

経営している全農地（農業振興地域内の10ア未満の自作地や、機構が借り受けなかった自作地は除く）を農地中間管理機構に10年以上貸し付け、かつ、機構から受け手に貸し付けられること

※機構に貸し付けた農地が全く転貸されなかった場合は、交付されません。

■**問い合わせ先**

青森県構造政策課

TEL 017(734)9462

（内線5055）
 鶴田町農業委員会
 （内線295）

平成30年度の行政文書の開示状況の公表

鶴田町情報公開条例（平成19年鶴田町条例第1号）第30条の規定により、平成30年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

令和元年6月28日

鶴田町長 相川正光

夕ぐれ窓口

8月の夕ぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

■**開設期日** 8月9日（金）、23日（金）

■**開設時間** 午後5時～6時

閉庁後に戸籍抄本・謄本（午後5時までに電話での申し込みが必要）や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、お気軽においでください。なお、町税の納付もできますので併せてご利用ください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

■**相談先**

教育委員会（内線210）

■**相談日時**

月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、日頃生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。

8月の相談日は次のとおりです。

■**期日** 8月13日（火）

■**相談時間** 午前10時～午後3時

■**場所** 国際交流会館1階102研修室

1、行政文書の開示請求の状況
行政文書の開示請求についてはなかった。

2、行政文書の開示決定等についての不服申し立ての状況
行政文書の開示決定等について不服申し立てはなかった。

平成30年度の鶴田町 個人情報保護条例の 運用状況の公表

鶴田町個人情報保護条例（平成23年鶴田町条例第1号）第49条の規定により、平成30年度と同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年6月28日

鶴田町長 相川正光

1、実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

- (1) 開示請求の件数および開示等の処理の状況
- ◆ 請求件数 1件（町長）
 - ◆ 処理件数 部分開示1件
- 次の(2)から(4)まで、いずれも申し出等はなかった。
- (2) 訂正請求の件数および訂正等の処理の状況
- (3) 利用停止請求の件数および利用停止等の処理の状況
- (4) 開示決定、訂正決定および利用停止決定等についての

不服申し立ての処理の状況

(5) 苦情の申し出の件数およびその処理の状況

2、事業所が行う個人情報の取扱いに係る事項

- 次の(1)から(4)まで、いずれも申し出等はなかった。
- (1) 苦情の申し出および相談の件数ならびにこれらについての処理の状況
- (2) 事業者に対する勧告の件数
- (3) 事業者に対する説明または資料の提出の要求の件数
- (4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数

■ 行政文書の開示および個人情報保護条例の運用状況の公表に関する問い合わせ先

総務課 人事行政班

（内線271）

鶴田町人権擁護委員 のご紹介について

このたび、花田澄子さんが令和元年7月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。任期は令和4年6月30日までの3年間です。



花田 澄子 さん



乳幼児健康診査

場所：町保健福祉センター「鶴遊館」

【4か月児健康診査】

- ・月 日 8月7日（水）
- ・受付 午後1時～1時10分
- ・対象 平成31年3月生
- ・内容 小児科診察・離乳食試食と進め方

【10か月児健康診査】

- ・月 日 8月7日（水）
- ・受付 午後1時10分～1時20分
- ・対象 平成30年9月生
- ・内容 小児科診察・むし歯予防のお話・離乳食試食と進め方

【7か月児健康相談】

- ・月 日 8月8日（木）
- ・受付 午前9時～9時10分
- ・対象 平成30年12月生
- ・内容 育児相談・離乳食試食と進め方

※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病

気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。

※離乳食試食の際は、赤ちゃん用エプロン、おしぼりをお持ちください。

個別特定健診のお知らせ

◎対象

- ① 30歳代の方
- ② 40～75歳の国保の方
- ③ 後期高齢者医療の方
- ④ 40歳以上の生活保護世帯の方

※同じ年度内に集団の特定健診や人間ドックを受ける方は、この個別特定健診を重複して受けることはできません。

◎内容

身体計測、腹囲測定、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、診察

◎場所

鶴田診療所

◎期間

令和2年2月末まで

◎申込先

健康保険課⑥窓口（電話申込可）

申し込んだ方には、後日役場から受診票をお送りします。鶴田診療所への予約は不要です。

総合健診の申し込みはしましたか？

8月18日（日）から町の総合健診が始まります。

申し込みをされた方には、7月中旬頃に受診票を配付いたしますので、忘れずに受けましょう。

まだ申し込んでいない方、申し込みを忘れた方は、今からでも間に合います。また、申込書に「受けない」と記入して提出された方も変更可能です。

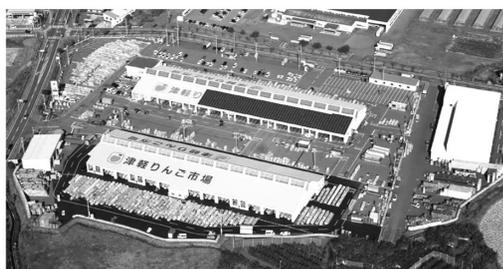
申し込みをご希望の方は、健康保険課健康長寿班へご連絡ください。

※特定健診は、すでに生活習慣病等について治療中の方も受診対象となっておりますので、主治医と相談の上、受診をおすすめします。

■ 問い合わせ・申込先

健康保険課 健康長寿班
（内線131、132、133、136）

【有料広告】



—地域と共に歩む 真心こめたりんごづくり—



(株)津軽りんご市場

〒038-3684 北津軽郡板柳町大字三千石字二渦 21-3

TEL 0172(72)1211 FAX 0172(72)1229

ホームページ <https://tsugaruringo.jp/>

令和元年度 五所川原地区消防事務組合職員の募集について

☆試験案内および受験申込書

五所川原地区消防事務組合消防本部総務課および各消防署（金木、市浦、鶴田、中里、小泊）で配布します（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）。

また、五所川原地区消防事務組合ホームページでダウンロードができます。

☆申込期限

令和元年8月16日（金）

■試験に関する問い合わせ・受験申込先

五所川原地区消防事務組合消防本部総務課

TEL：0173（35）4382（内線1010、1011）



試験職種	採用予定人員	受験資格	試験の日時・場所・内容
消防職（A）	3名程度	(1)平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で高等学校卒業以上の学歴を有する者 または令和2年3月に高等学校卒業見込の者 (2)採用時において五所川原市に居住できる者 (3)身体が健全であること (4)視力（矯正視力含む）が両眼で0.8以上かつ一眼で0.5以上であること (5)自動車運転免許の普通免許（オートマチック車限定を除く。以下同じ）を所持している者または採用の日までに普通免許を取得できる者（ただし、令和2年3月に卒業見込の者は、採用後1年以内に普通免許を取得できる者）で、採用後5年以内に大型免許を取得できる者	第1次試験 ☆日時 9月22日（日） 午前9時～ ☆場所 五所川原消防本部 ☆内容 ①教養試験 ②消防適性検査 ③体力測定 第2次試験（予定） ☆期日 10月20日（日） ☆場所 五所川原消防本部 ☆内容 ①作文試験 ②面接試験 ③身体検査
消防職（B）	1名程度	(1)平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で高等学校卒業以上の学歴を有する者 または令和2年3月に高等学校卒業見込の者 (2)採用時において、鶴田町に居住できる者 (3)身体が健全であること (4)視力（矯正視力含む）が両眼で0.8以上かつ一眼で0.5以上であること (5)自動車運転免許の普通免許（オートマチック車限定を除く。以下同じ）を所持している者または採用の日までに普通免許を取得できる者（ただし、令和2年3月に卒業見込の者は、採用後1年以内に普通免許を取得できる者）で、採用後5年以内に大型免許を取得できる者	第1次試験 ☆日時 9月22日（日） 午前9時～ ☆場所 五所川原消防本部 ☆内容 ①教養試験 ②消防適性検査 ③体力測定 第2次試験（予定） ☆期日 10月20日（日） ☆場所 鶴田町役場 ☆内容 ①作文試験 ②面接試験 ③身体検査

令和元年度 鶴田町花だんコンクール（個人部門）参加者募集

「花いっぱい」の輪を広げ、町に花と緑が満ちあふれる心豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、町では今年度も下記のとおり花だんコンクールを実施します。たくさんの応募をお待ちしております。

- 応募期間 令和元年7月16日（火）～10月31日（木）
- 審査対象 ご自宅の花だんやプランターなどの写真（花のみのアップ写真は除く）
- 表彰 最優秀賞1名（商品券3千円分）、優秀賞2名（商品券2千円分）、努力賞4名（商品券千円分）
受賞者には11月中に通知および表彰を行います。
- 応募資格 鶴田町内の方に限ります。
- 応募方法 応募したい写真（L判）を鶴田町教育委員会または鶴田町公民館に直接お持ちください。（1人で何枚でも応募できます）
- 問い合わせ先 鶴田町教育委員会 社会教育班（内線212）



21世紀の町の担い手たち

お母さんからのメッセージ



6月27日（木）に国際交流会館で行われた誕生証書交付式に出席された方々（平成31年4月届け出）



咲（さき）ちゃんへ
 新しい時代を強く逞しく生きてください。お兄ちゃん、お姉ちゃんと仲良くね♥
 （鳴海 美雪さん・強巻）



璃音（りいね）ちゃんへ
 元気で優しく自由な女の子になってね！大好き！
 （高橋 藍寧さん・西瀬良沢）

頑張っている女性を笑顔にする個展『咲笑』

●目的

日々頑張っている女性を笑顔にしたい。女性が笑顔になると子どもが、世界がもっと元気に明るく輝くと信じ、個展を開催することで、絵に込めた想いを届けたい。

自身の体験や心で感じてきたことを表現した作品を、頑張っている女性に届け、『もう自分を否定しなくていいよ』と伝えたい。

●開催日

7月26日（金）、27日（土）
 10：00～17：00
 7月28日（日）
 10：00～16：00

●開催場所

『Tea stand回』（旧こがねちゃん弁当 鶴田店）跡
 住所：鶴田町生松89

●アーティストプロフィール

サイトウパピコ
 ドットアーティスト
 鶴田町在住3児の母
 SNSで見たアボリジニアートの世界観に引き込まれ、独学で手法を学ぶ。

■問い合わせ先

TEL：090（2365）3863

地域おこし協力隊通信

Vol.12

津軽ぶどう協会の講習会に参加させていただきました。講習会は「摘梢」「誘引・結束」「摘心」と病害虫防除留意事項という内容でした。今年は雨が極端に少なく晴れの日が多かったので、花の開花日が早かったそうです。例年どおりとはいかないのが農業の難しさだと感じました。こういう状況での栽培方法もしっかり勉強し、少しでも自分の引き出しの中身を増やしていきたいです！

鶴田町消防団定期観閲式も初めて見学させていただきました！消防団員の纏振りや子どもたちによるはしごを使った演技は圧巻でした！



△津軽ぶどう協会による講習会の様子

地域おこし協力隊の活動内容は、SNS (facebook、Twitter、instagram、blog) でも確認することができます。（鶴田町HPにリンクを貼り付けています。）

鶴田町HP⇒<http://www.town.tsuruta.lg.jp/>